

四日市市告示第157号

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第159号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>子育て・若年夫婦世帯の市外からの転入や市内の賃貸住宅からの住み替えを支援することにより、市内への定住の促進を図るとともに、空き家等の有効活用を図ることを目的として、</u>予算の範囲内において空き家等の取得にかかる費用の一部を助成することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市外からの転入者 空き家等を取得し、本市に転入した者</p> <p>(3) 市内の賃貸住宅からの転居者 空き家等を取得し、市内の賃貸住宅から転居した者</p> <p>(4)及び(5) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>高齢化が進む郊外に建設された高経年の住宅団地（以下「郊外住宅団地」という。）や古くからある既成住宅地（以下「既成住宅地」という。）へ、</u>子育て・若年夫婦世帯の市外からの転入や市内の賃貸住宅からの住み替えを支援することにより、<u>中古住宅等の空き家等の有効活用を図るとともに、市内への定住を促進し、郊外住宅団地や既成住宅地の活性化を図ることを目的として、</u>予算の範囲内において空き家等の取得にかかる費用の一部を助成することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市外からの転入者 <u>令和2年1月2日以降に</u>空き家等を取得し、本市に転入した者</p> <p>(3) 市内の賃貸住宅からの転居者 <u>令和2年1月2日以降に</u>空き家等を取得し、市内の賃貸住宅から転居した者</p> <p>(4)及び(5) (略)</p>

第4条 削除

(補助対象の住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる空き家等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に存在するものであること。ただし、市街化調整区域内に存在するものにあつては、原則として都市計画法に基づく許可を受けた者が居住するものであること。

(2)及び(3) (略)

(受給資格認定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、新たに取得した空き家等に係る固定資産税等の最初の賦課期日(1月1日)が属する年度の3月31日までに受給資格の認定(以下「認定」という。)を市長に申請しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 売買契約書の写し

(5) 補助対象の空き家等の建築時期及び居住又は使用されていたことがわかる書類

(6) 取得した空き家等に係る登記が完了したことがわかる書類

(7) 市街化調整区域において空き家等を取得し、居住する場合は、都市計画法に基づく許可を受けていることがわかる書類(許可不要の場合を除く)

(8) 誓約書

(9) その他市長が必要と認める書類

附 則

1 (略)

(有効期限)

(補助対象区域)

第4条 補助金の交付の対象となる区域は、別表1に定める郊外住宅団地及び別表2に定める既成住宅地とする。

(補助対象の住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる空き家等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 補助対象となる郊外住宅団地若しくは既成住宅地内に存在するものであること。

(2)及び(3) (略)

(受給資格認定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、新たに取得した空き家等に係る固定資産税等の最初の賦課期日(1月1日)が属する年度の3月31日までに受給資格の認定(以下「認定」という。)を市長に申請しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 補助対象の住宅の建築時期及び居住又は使用されていたことがわかる書類

(5) 取得した空き家等に係る登記が完了したことがわかる書類

(6) 誓約書

(7) その他市長が必要と認める書類

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
---------------------------------------	---------------------------------------

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
(世帯代表者) 氏名
電話番号 ()

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定申請書

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 住宅の概要

住宅の所在	四日市市
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅
住宅の建築年月	
所有者	
登記日	年 月 日

2. 世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

3. 添付書類

- (1) 前住地が記載された世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
- (2) 世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 前住地が市内の場合は、賃貸住宅からの転居者であることがわかる書類
- (4) 売買契約書の写し
- (5) 補助対象の空き家等の建築時期及び居住又は使用されていたことがわかる書類
- (6) 取得した空き家等に係る登記が完了したことがわかる書類
- (7) 市街化調整区域において空き家等を取得し、居住する場合は、都市計画法に基づく許可を受けていることがわかる書類（許可不要の場合を除く）
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

【同意事項】

この補助金の申請に係る審査のため、市が私の住民基本台帳及び市町村税の納付状況について確認することに同意します。

住所
氏名

年 月 日

誓 約 書

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号 ()

(申請者が自署しない場合、記名押印してください)

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金の交付申請にあたり、次に掲げる事項について、誓約します。

- (1) 対象区域における地域の活動に積極的に参加しようとする意思があること。
- (2) 補助対象の住宅に2年以上定住する意思があること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
(世帯代表者) フリガナ 氏名
電話番号 ()

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付申請書

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額等

受給資格認定通知番号				
受給資格認定通知日	年 月 日			
住宅の所在地	四日市市			
補助金交付申請額	円			
所有者 (複数の場合全員)	土地		家屋	
固定資産税等の年税額	土地	円	家屋	円

2. 世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

3. 添付書類

- (1) 取得した空き家等に係る最初の固定資産税等の納税通知書及び課税明細書の写し又は公課証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所

(世帯代表者) フリガナ
氏名

電話番号 ()

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定変更申請書

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 資格認定通知等

受給資格認定通知番号	
受給資格認定通知日	年 月 日
住宅の所在地	四日市市
住宅の所有者	
住宅の登記日	年 月 日

2. 世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

3. 添付書類（変更内容が確認できる書類を添付してください。）

- 世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
- 世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- 売買契約書の写し等
- 取得した空き家等に係る登記が完了したことがわかる書類
- その他市長が必要と認める書類

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガ
氏 名

電話番号 ()

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、下記のとおりその内容等を変更又は中止したいので、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 変更内容

3. 変更交付申請額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

4. 添付資料

- (1) 変更内容が判断できる書類
- (2) 市長が必要と認める書類

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号 ()

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり実績報告します。

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 添付書類

- (1) 取得した空き家等に係る固定資産税等の納付を証する書類
- (2) 市長が必要と認める書類

【同意事項】

この補助金の交付確定に係る審査のため、市が私の住民基本台帳及び市税の納付状況について確認することに同意します。

住 所

氏 名

第 1 1 号様式を次のように改める。

第11号様式（第16条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号 ()

(申請者が自署しない場合、記名押印してください)

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援助金支払請求書

年 月 日付け 第 号 で交付の額の確定を受けた四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 支払請求額 円

振 込 先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)
	1 普通 2 当座		

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和5年3月31日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市空き家バンク制度実施要綱（平成28年四日市市告示第103号）	(略)	
四日市市子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第160号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市空き家バンク制度実施要綱（平成28年四日市市告示第103号）	(略)	
<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第159号）</u>	<u>第1号様式、第3号様式、第5号様式、第7号様式、第9号様式及び第11号様式</u>	<u>第1号様式、第9号様式及び第11号様式</u> については、署名をした場合に限る。

四日市市子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱 (令和2年四日市市告示第161号)	(略)
(略)	

(都市整備部都市計画課)